





よろこび

発行日 令和4年2月1日

発行所 公益社団法人
大田原市シルバー人材センター

事務所 大田原市新富町3丁目8番10号
TEL (0287)23-1255

編集 会報編集委員会 

ホームページ
<http://park22.wakwak.com/~ohtawara/>



新年のごあいさつ



公益社団法人大田原市シルバー人材センター
理事長 佐藤 芳昭



明けましておめでとうございます。

会員、市民の皆様におかれましては、令和4年の新春を健やかに迎えられたものと心からお慶び申し上げます。また、日頃より当センターの事業運営に格別なご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、長引く新型コロナウイルスの影響により当センターの運営も依然として厳しい状況が続いております。前年にもまして受注額の減少が続いていると共に、センターの総会や各種委員会等の規模縮小も引き続き余儀なくされており円滑な事業活動の妨げとなっております。しかしながら、このような状況の中にあっても会員各位が前向きに元気に就業され、幸いに大きな事故等もなく運営できたことによりその影響を最小限度に抑えることができたのではないかと改めて皆様に感謝する次第でございます。今後も健康に留意され元気に就業されることを願ってやみません。

ところで、今年の干支は寅ですが、中国伝来の十二支は、もともと植物が循環する様子を表しており、その年の特徴につながるといわれているそうですが、寅は十二支の3番目で、子年に新しい命が種の中で芽生えはじめ、丑年には種の中で育つがまだ伸びることができない。寅年は春が来て根や茎が生じて成長する時期、草木が伸び始める状態だとされているそうです。

近年の会員数の減少や高齢化に対応するため、これまで各種のPR活動や入会説明会の随時開催、入会時の会費減額等により会員の確保増強に取り組んでまいりました。また、需要と供給のアンバランス等にも対応するため効率の良い運営にも努力してまいりましたが、これまで一定の成果は得られたもののまだまだ十分とは言えず、引き続きの取組とともに寅年の今年は成果の表れる年にしたいと願っております。また、併せて新たに衛生委員会を立ち上げ会員並びに職員の健康増進や職場環境の改善に取り組むとともに、会員や発注者に影響を及ぼす可能性のあるインボイス制度の施行に備えた取組を強化してまいります。

つきましては会員各位のご理解のもと精一杯努力してまいりますので、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

就業希望調査説明会が開催されました!!

◎就業希望調査説明会



令和3年11月10日(水)から12月8日(水)まで延べ9日間、本部会議室及び黒羽川西地区公民館多目的のホールにおいて、センターでの働き方や規則などを含め、令和4年度の就業希望調査説明会を開催し、191名の方が出席されました。

同好会活動紹介【ゴルフ同好会】

①同好会発足はいつ?

2004年の盛夏、シルバー人材センターにはゴルフが大好きな会員が多数いました。中でも当時の理事長である岩出敏夫理事長が「ゴルフ同好会を発足させたい!」と熱い思いを持って発足させ、第1回ゴルフコンペを2004年10月22日に千成ゴルフクラブで開催しました。8名で和気あいあい連帯を深める目的どおりの親睦優先のコンペであったようです。



シルバー人材センターゴルフコンペは2021年に通算100回開催を達成しました!

②これまでの活動と成果

当初は不定期に年3回~4回開催しており、2007年からは年6回の開催になりました。現在は新型コロナウイルス感染拡大防止に気を付けながら体力維持・向上に努めております。100回目の記念コンペは2021年11月15日に那須野が原カントリークラブにて、18名で盛大に開催されました。

親睦優先の同好会となっております!一緒に楽しみませんか?

※入会のお申し込みは、センター事務局までお電話でお申し込みください。



第100回ゴルフコンペの集合写真です。
※撮影時のみマスクを外しております。

TEL 23-1255

●令和3年の配分金等に係わる確定申告について

市役所申告期間 令和4年 2月15日(火)から 3月15日(火)まで
税務署申告期間 令和4年 2月16日(水)から 3月15日(火)まで

シルバー人材センターで就業された会員の皆さんに支払われる「配分金」は、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、確定申告又は市県民税の申告をする必要があります。所得税が課税されない場合でも、市県民税の申告は必要になりますので、センターで発行した配分金支払証明及び配分金を受け取った通帳を申告会場に必ず持参して下さい。

又、派遣や職業紹介で就業された方は、「賃金」として支払われ、「給与所得」に該当しますので、源泉徴収票もあわせて持参して下さい。

※配分金支払証明書や源泉徴収票は1月下旬に郵送しますので、申告期間まで大切に保管して下さい。

事例Ⅰ（収入が配分金のみの場合）

{配分金額－特別控除額(55万円)－基礎控除額(48万円)－その他の所得控除額}×所得税率=所得税額

※収入が配分金のみの場合、上記のとおり特別控除額と基礎控除額の合計額103万円までは、申告を行えば所得税が課税されません。

事例Ⅱ（配分金のほか公的年金等の収入がある場合）

{[配分金額－特別控除額(55万円)] + [公的年金等の収入金額－公的年金等控除額]－基礎控除額(48万円)－その他の所得控除額}×所得税率=所得税額

注1 事例Ⅰ及び事例Ⅱにおいて配分金額が55万円以下の場合の特別控除額は、当該配分金相当額となります。

注2 確定申告の対象となる配分金は、令和3年1月分から令和3年12月分までとなります。

注3 詳細については、大田原税務署(☎22-3115)又は大田原市税務課市民税係(☎23-8725)へお問い合わせ下さい。

●会員の登録更新は 2月28日(月)までに

会員登録有効期間は1年となっておりますので、継続する場合は更新手続きが必要です。1月下旬に各会員に送付します会員現況調査票等の書類に必要事項を記入のうえ、年会費2,000円を添えて期日までにセンターへ提出して下さい。

期日までに更新手続きをされませんと4月からの就業ができなくなります。

なお、退会される場合も、その旨を記入して提出して下さい。



一緒に働いてみませんか!! 「会員募集中」

入会説明会を開催しています

シルバー人材センターでは、一緒に働く会員を募集しています。入会資格は、市内に居住している概ね60歳以上の健康で働く意欲のある方であれば、会員になれます。年会費2,000円が必要です。

入会希望者を対象に毎月第1水曜日午前9時から入会説明会を開催しています。説明会に参加する場合、予約が必要ですので、シルバー人材センター事務局までお電話下さい。

電話(23)1255

急募!!!



現在大田原市シルバー人材センターは外作業において会員不足が深刻化しております。特に**植木剪定・草取り・草刈り・農作業**を希望する会員数が激減しており、お客様から依頼を受けてもお断りさせていただくことが多くなっております。ご興味のある方がいらっしゃいましたらお気軽にお問い合わせください。

作業風景!!



草取り



植木刈込み



農作業(ショウガの枝落とし)

一緒に働き
ましょう!!!



公益社団法人 大田原市シルバー人材センター



[本 部] 〒324-0055 大田原市新富町3丁目8番10号
 TEL 0287-23-1255 FAX 0287-23-1408

[黒羽支部] 〒324-0233 大田原市黒羽田町401(シニアプラザ清流荘内)
 TEL 0287-54-0186 FAX 0287-54-0182